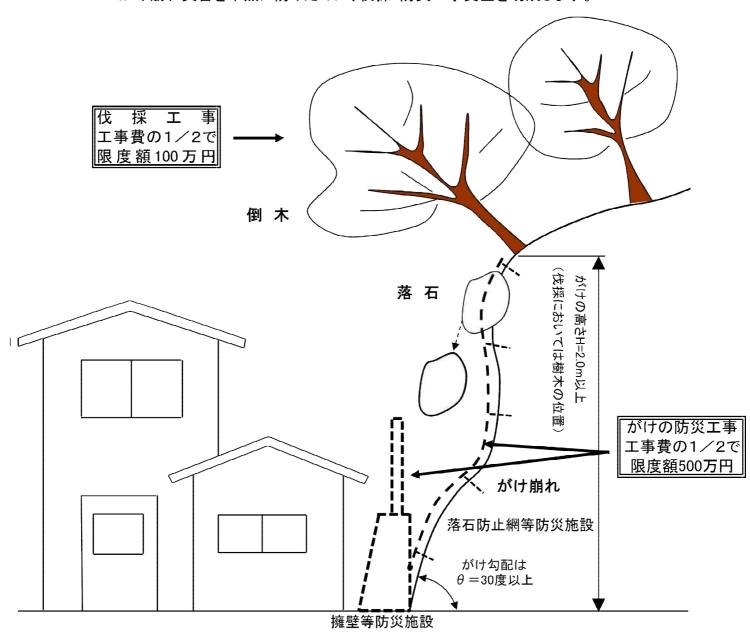
既成宅地等防災工事資金助成制度

がけ崩れ災害を未然に防ぐために、伐採・防災工事資金を助成します。



注意!

申請書を提出後、結果の通知【既成宅地等防災工事費補助金 交付決定通知書】が届いてから工事に着手をして下さい。 届く前に着手した場合は無効となります。

補助金は防災工事(上限 500 万円) 伐採工事(上限 100 万円) 防災工事には利子補給の制度もあります

鎌倉市では、防災工事を行うかたに資金の一部としてお役立ていただくため に、既成宅地等防災工事資金助成制度を設けています。

がけ崩れによる災害を防ぐために、①災害発生のおそれがある箇所に擁壁や 排水施設を設置したり、改造などの防災工事をするかた、②がけ崩れを誘発す る恐れのある樹木の伐採などの工事をするかたは、助成制度をご利用ください。

| 工事の種類 | 工事の内容 | 補助金の限度額 |
|-------|--|---------------------------|
| 防災工事 | 落石防止網工(ネット)、 コンクリート張り工など がけの崩壊防止工事 | 工事費の1/2で 500万円が限度となります |
| 伐採工事 | 伐採・枝払いなど | 工事費の1/2で 100万円が限度となります |

- 補助金の額に1, 000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てられます。
- 防災工事の助成には、補助金だけを受ける方法と補助金と利子補給金の両方 を受ける方法とがあります。
- 防災工事費補助金と伐採工事費補助金を合わせて受けることはできません。

防災工事の利子補給金

伐採工事以外の防災工事費補助金を受けるかたが、防災工事に要する経費から、工事費補助金及び法令の規定により受けた貸付金(例えば、住宅金融支援機構から受けた貸付金)などの額を除いた額を限度として、金融機関から借り入れた額に対する利子で、4月1日から翌年3月31日までの間に支払った利子の合計額の1/2の額を助成します。

詳細は窓口でお尋ねください。

申込み・問い合わせ

鎌倉市御成町 18 番 10 号 鎌倉市都市景観部 みどり公園課がけ地対策担当 電話 0467-23-3000

助成を受けることのできる方

災害の防止のために県知事から擁壁又は排水施設の設置、改造等の工事を行うよう勧告あるいは改善命令を受けたかたや、市長からがけ崩れ等の予防についての通知を受けているかたで、改善命令を受けた日から 6 ヶ月以内、又は勧告、通知を受けた日から 1 年以内のかたに限ります。

助成対象の場所・・・・宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域及び これらと同程度の区域内で、<u>高さが概ね2m以上、</u> こう配30°以上の斜面の崩壊などにより人家等に被害が生ず る恐れのある箇所です。

防災工事対象建物・・・<u>予想される被災</u>の人家が新築・建替してから10年を経過していること。

伐採工事対象建物・・・ <u>予想される被災</u>の人家が新築・建替してから 5 年を経過している こと。

(対象樹木は直径 15 cm以上) ※竹は対象外

- **被害が予想される場所が道路(通行人)**の場合は<u>建物の築年数に関係なく</u>助成の対象となります。
- 人家を新築・建替する目的の工事は助成の対象から除外されます。
- 公共団体や公共企業体、宅地造成を業とするかたなどは助成の対象から除外されます。

申込み方法

工事費補助金又は利子補給金の交付を受けようとするかたは、必ず工事に着手する前に、 市の総合防災課がけ地対策担当の窓口に工事の内容などを相談のうえ、お申込みください。 市では現地を確認後、提出された申請書を審査しその結果を申請者に通知します。

注 意 事 項

※ 1~3は助成の対象となりません。

- 1. 工事に着手してからの申請
- 2. 市からのお知らせ「交付決定通知書」が届く前に工事を始めたとき
- 3. 設計内容や指示内容と相違した工事が行われたとき

※ 確認

- ・風致地区や古都保存法の区域などに指定されている土地を工事する場合は、補助 金申請とは別に許可などが必要になる場合がありますのでご確認ください。
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域内を工事する際は、藤沢土木事務所許認可指導課にその旨 を連絡してください。

既成宅地等防災工事資金助成制度の流れ

